

業務及び財産の状況に関する説明書

【2022年12月期】

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事業所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

ブラックロック・ジャパン株式会社

I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号

ブラックロック・ジャパン株式会社

2. 登録年月日（登録番号）

2007年 9月30日（ 関東財務局長（金商）第375号 ）

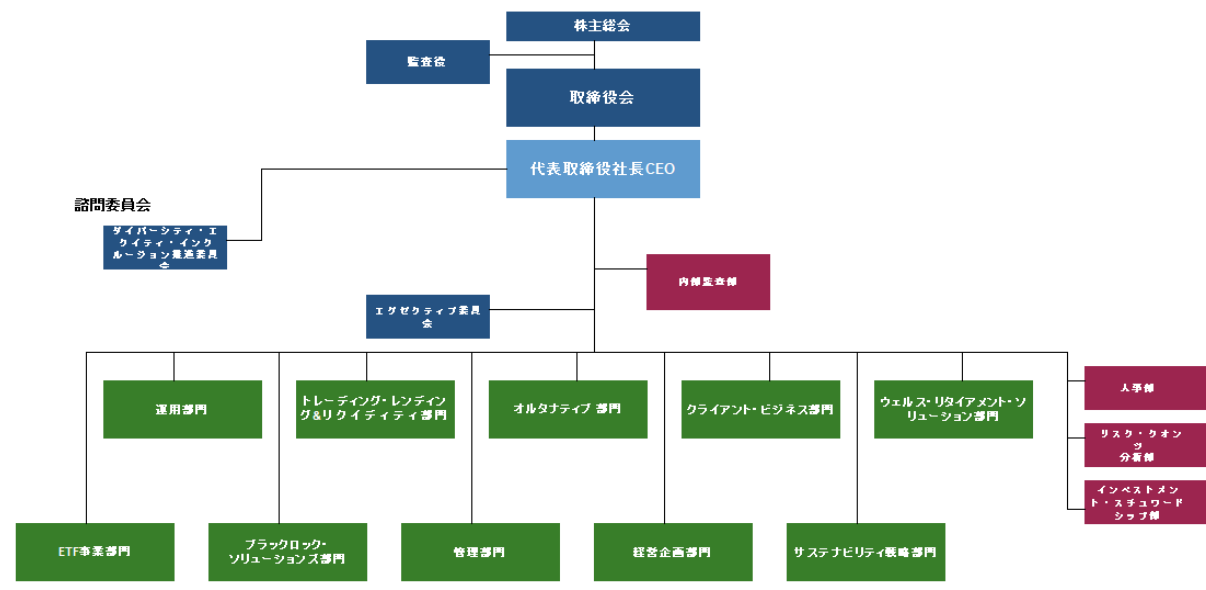
3. 沿革および経営の組織

(1) 会社の沿革

- 1988年 3月 バークレイズ・デズート・ウェッド投資顧問株式会社設立。（英国大手金融グループのバークレイズ・グループ投資銀行部門における資産運用会社 BZW Investment Management 100% 出資）
- 1988年 6月 投資顧問業者として登録（6月8日）。
- 1989年 1月 投資一任業務に係る認可を取得（1月31日）。
- 1994年11月 「ビーゼッドダブリュー投資顧問株式会社」に商号変更。
- 1998年 3月 投資信託委託業務免許を取得（3月31日）。「バークレイズ投信株式会社」に商号変更。
- 2001年 6月 「バークレイズ・グローバル・インベスターズ投信株式会社」に商号変更。
- 2004年 4月 同グループ日本拠点の投資顧問会社であったバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社を合併、同時に「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に商号変更。
- 2007年 9月 証券業の登録を受けるとともに「バークレイズ・グローバル・インベスターズ証券投信投資顧問株式会社」に商号変更(9月18日)。
金融商品取引法施行に伴うみなし登録を受けると同時に「バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社」に商号変更（9月30日）。
- 2007年10月 第一種金融商品取引業を開始（10月1日）。
- 2007年12月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行より資産運用に係る事業譲り受け。
- 2008年 7月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ・サービス株式会社を吸収合併。
- 2009年12月 バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社とブラックロック・ジャパン株式会社が経営統合し、「ブラックロック・ジャパン株式会社」に商号変更。同時に、証券子会社であるブラックロック証券株式会社が、第一種金融商品取引業（iシェアーズ事業等）を承継。（12月2日）
- 2011年 3月 ブラックロック証券株式会社の吸収合併に向け第一種金融商品取引業の登録を受ける。（3月9日）
- 2011年 4月 証券子会社であるブラックロック証券株式会社を吸収合併。（4月1日）
- 2013年 10月 MGPA Japan LLCより不動産投資に係る事業譲り受け。（10月5日）
- 2014年 12月 決算期を3月31日から12月31日に変更するため定款変更を実施。（12月1日）

(2) 経営の組織

(2023年4月1日現在)



※上記は組織の概要を示したものです。

4. 株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合 (2023年4月1日現在)

氏名又は名称	保有株式数	割合
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	15,000株	100%

5. 役員の氏名又は名称

(2023年4月1日現在)

役職名	氏名
代表取締役社長	有田 浩之
取締役	竹内 章喜
取締役	三浦 英二
取締役	上田 知子
取締役	滝沢 憲憲
取締役	政井 貴子
取締役	清水 寛之
監査役	尾尻 哲洋
監査役	榎井 洋次

6. 政令で定める使用人の名称

(2023年4月1日現在)

①法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人の氏名

(ふ り が な) 氏 名	役 職 名
きか い え み 坂 井 瑛 美	法 務 部 長
う え だ ゆ き 植 田 有 紀	コンプライアンス部長

②投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人の氏名

(ふ り が な) 氏 名	役 職 名
ま じ ま こ う じ 馬 島 浩 司	投資判断者
ぐ れ ん り ー に ゆ ー ら ん ど グレン・リー・ニューランド・ ひ ー す ま ん ヒースマン	投資判断者
う め の じ ゅ ん や 梅 野 淳 也	投資判断者
た か は し せ い い ち ろ う 高 橋 盛 一 郎	投資判断者
ひ る た あ き こ 蛭 田 明 子	投資判断者
ふ る か わ な お と 古 川 直 人	投資判断者
べ い り ー う お る た ー と し ひ で ベイリー・ウォルター・トシヒデ	投資判断者
た き り ょ う た 滝 良 太	投資判断者
ろ じ ゃ な - す い - ら っ た な - ら い ロジャー・スイラッタナーライ	投資判断者
た か や ま ひ ろ き 高 山 博 樹	投資判断者
み た に の り こ 三 谷 紀 子	投資判断者
え ん ど う し げ る 円 藤 滋	投資判断者
た け う ち く に ひ で 竹 内 邦 英	投資判断者
ふ じ い た か ゆ き 藤 井 崇 之	投資判断者
ふ く ざ き た か し 福 崎 岳 史	投資判断者

うざわ きょうこ 鵜澤 恭子	投資判断者
いりやま ちえこ 入山 千恵子	投資判断者
たなか ゆうき 田中 勇毅	投資判断者
きしかわ ゆうこ 岸川 裕子	投資判断者
かない けいたろう 金井 慶太郎	投資判断者
ひらおか しんいち 平岡 慎一	投資判断者
おかだ ひでとし 岡田 英俊	投資判断者
ちぐち ゆういち 地口 祐一	投資判断者
いしばし たかよし 石橋 孝能	投資判断者
みなみ りょういち 南 亮一	投資判断者
ぼんば ゆう 番場 悠	投資判断者
ふくた しんじ 福田 真二	投資判断者
いしむら ゆうすけ 石村 祐介	投資判断者
たかはし さちこ 高橋 幸子	投資判断者
ふじた しょうご 藤田 昇悟	投資判断者
うちやま ひろゆき 内山 裕之	投資判断者
なかがわ りょうた 中川 亮太	投資判断者
せきあい かおる 堰合 薫	投資判断者
のざわ こういち 野澤 功一	投資判断者
なかつ けん 中田 健	投資判断者
おばた しんや 小幡 晋也	投資判断者

いしざき かずや 石崎 一也	投資判断者
まつた しやうご 松田 祥吾	投資判断者
おかもと はるひこ 岡本 晴比古	投資判断者
いのうえ たけし 井上 剛	投資判断者
クリスチャン・ホセ・カリーヨ・ロドリゲス	投資判断者
はしづめ あきら 橋爪 明	投資判断者
まつもと さや 松本 紗弥	投資判断者
はろると でいろうふ ハロルド・ディロルフ	投資判断者
リー ひょんじょん 李・ヒョンジョン	投資判断者
よこやま しゅう 横山 脩	投資判断者
さかもと たろう 坂本 太郎	投資判断者
なかむら ゆか 中村 由佳	投資判断者
たにむら せつこ 谷村 節子	投資判断者
しげかわ りえ 重川 利枝	投資判断者
ほしぼ ゆきこ 干場 由貴子	投資判断者
どい あきら 土居 晶	投資判断者
かめざわ よしふみ 亀澤 義史	投資判断者
はしもと てんざん 橋本 天山	投資判断者
やまぐち まこと 山口 誠	投資判断者
たむら あい 田村 愛	投資判断者
かわちの ともかぜ 川内野 友風	投資判断者
すずき ごう 鈴木 剛	投資判断者

きむら かなこ 木村 華奈子	投資判断者
もりしま まい 森島 真衣	投資判断者
かりや こうへい 仮屋 航平	投資判断者
ふるかわ ゆうだい 古川 雄大	投資判断者
ほわん しれい 黄 汐蕾	投資判断者
しみず さやか 清水 彩加	投資判断者
ひらい だいご 平井 大吾	投資判断者
にしはら ひろみち 西原 浩通	投資判断者
いざべら せしりあ ぼちえこ イザベラ・セシリア・パチエコ	投資判断者
あまるりん あまるさいはん アマルリン・アマルサイハン	投資判断者

③投資助言・代理業に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する
使用人の氏名

(ふ り が な) 氏 名	役 職 名
ありた ひろゆき 有田 浩之	代表取締役社長

7. 業務の種別

- ① 第一種金融商品取引業<法第2条第8項第2号、第3号及び第9号に関する業務>
- ② 第二種金融商品取引業<法第2条第8項第2号、第7号イ及び第9号に関する業務>
- ③ 投資助言・代理業<法第2条第8項第11号及び第13号に関する業務>
- ④ 投資運用業<法第2条第8項第12号ロ及び14号に関する業務>
- ⑤ 付随業務<法第35条第1項に規定する業務>

8. 本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
本 店	〒100-8217 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

9. 他に行っている事業の種類

届出兼業業務<法第 35 条第 2 項に規定する業務>
(1) 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務 (2) 宅地建物取引業法第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業及び同条第 1 号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務 (3) 不動産の管理業務 (4) 不動産に係る投資に関し助言を行う業務 (5) 特別目的会社から委託を受けてその機関の運営に関する事務を行う業務 (6) 当社の行う業務に係る顧客に対し他の事業者のあっせん又は紹介を行う業務 (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

承認業務<法第 35 条第 4 項に規定する業務>
(1) 関係会社業務に係るサービス業 (2) グループ内テクノロジー・サポート業務 (3) ソリューション提供業務 (4) 海外関連会社サポート業務

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

- ① 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業（当社を設定する証券投資信託の受益権等以外）

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センターを利用する。

連絡先 所在地：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

- ② 第二種金融商品取引業（当社を設定する証券投資信託の受益権等）、投資運用業（投資信託委託業）

一般社団法人 投資信託協会を利用する。

上記協会の業務委託先 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先 同 上

- ③ 投資助言・代理業、投資運用業（投資一任業）

一般社団法人 日本投資顧問業協会を利用する。

上記協会の業務委託先 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

連絡先 同 上

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

- ① 一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ② 一般社団法人 投資信託協会
- ③ 日本証券業協会
- ④ 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

⑤ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

1 2. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号
当社が会員等となる金融商品取引所はありません。

1 3. 加入する投資者保護基金の名称
当社は有価証券関連業を行っており、日本投資者保護基金に加入しております。

II 業務の状況に関する事項

1. 当期の業務の概要

事業の経過及び成果

ブラックロック・ジャパン株式会社（以下、「当社」という。）は、1988年3月11日に設立され、同年6月8日に投資顧問業者として登録、翌1989年1月31日に投資一任業務の認可を取得し、その後、1998年3月31日に投資信託委託業務に係る免許を取得しました。また、2007年9月18日には、監督官庁より証券業者として登録を受けました。

2009年12月、当社（当時の商号はパークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社）はブラックロック・ジャパン株式会社（「旧ブラックロック・ジャパン」）と合併し、当社が存続会社となり、商号はブラックロック・ジャパン株式会社と変更いたしました。

合併に際しては、当社が行っていた証券業（金融商品取引法施行後は第一種金融商品取引業）の全てを、会社分割によりブラックロック証券株式会社（「ブラックロック証券」）に承継しました（これに伴い、2009年12月2日付けで当社は第一種金融商品取引業の登録を抹消しました）。

その後当社は、2011年4月1日付けで、ブラックロック証券を吸収合併いたしました（具体的には、当社を吸収合併存続会社とし、ブラックロック証券を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました）、これに先立ち、2011年3月9日に、監督官庁より第一種金融商品取引業に係る登録を受けました。

また、2013年10月5日には、グループ全体の事業戦略を見直し不動産事業を強化することを目的として、不動産投資アドバイザー業務を営むMGPA Japan LLCより、事業の譲受けを行いました。

現在は、主に投資運用業者、投資助言・代理業者、第一種金融商品取引業者及び第二種金融商品取引業者として業務運営を行っております。

当期の業績

当期の業績につきましては、営業収益は31,281百万円、営業費用は7,106百万円、一般管理費は16,782百万円となりました。その結果、営業利益は7,392百万円、経常利益は7,448百万円、当期純利益は4,605百万円となりました。

2. 業務の状況を示す指標

(1) 経営成績等の推移

(単位：百万円)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
資本金	3,120	3,120	3,120
発行済株式総数	15,000	15,000	15,000
営業収益	25,041	29,546	31,281
(受入手数料)	(25,041)	(29,546)	(31,281)
((委託手数料))	-	-	-
((引受け・売出し・特定投資家向け売り付け勧誘等の手数料))	-	-	-
((募集・売出し・特定投資家向け売り付け勧誘等の取扱い手数料))	-	-	-
((その他の受入手数料))	((25,041))	((29,546))	((31,281))
((委託者報酬))	((5,605))	((6,653))	((6,484))
((運用受託報酬))	((7,342))	((8,355))	((8,687))
((その他営業収益))	((12,092))	((14,536))	((16,110))
(トレーディング損益)	-	-	-
純営業収益	25,041	29,546	31,281
経常利益	5,662	7,398	7,448
当期利益	3,756	4,984	4,605

(2) 有価証券引受・売買等の状況

① 株券の売買高の状況

該当する事項はありません。

② 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、
売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

(単位：百万円)

区 分	引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
2020年12月期	株 券	-	-	-	-	-	-
	国債証券	-	/	/	-	/	-
	地方債証券	-	/	/	-	/	-
	特殊証券	-	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	-	-
	受益証券	/	/	/	-	-	238,689
	その他	-	-	-	-	-	-
2021年12月期	株 券	-	-	-	-	-	-
	国債証券	-	/	/	-	/	-
	地方債証券	-	/	/	-	/	-
	特殊証券	-	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	-	-
	受益証券	/	/	/	-	-	238,648
	その他	-	-	-	-	-	-
2022年12月期	株 券	-	-	-	-	-	-
	国債証券	-	/	/	-	/	-
	地方債証券	-	/	/	-	/	-
	特殊証券	-	-	-	-	-	-
	社債証券	-	-	-	-	-	-
	受益証券	/	/	/	-	-	208,904
その他	-	-	-	-	-	-	

(3) その他業務の状況

(単位：百万円)

業務の種類	取扱実績 2020年12月期	取扱実績 2021年12月期	取扱実績 2022年12月期
(1) 関係会社業務に係るサービス業	なし	なし	なし
(2) グループ内テクノロジー・サポート業務	153	183	398
(3) ソリューション提供業務	2,349	2,660	3,013
(4) 海外関連会社サポート業務	163	266	309

注 当社が行っております上記以外のその他業務の内容については、8ページをご覧ください。

(4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

	2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期
自己資本規制比率 (A)/(B)×100	252.0%	250.2%	250.4%
固定化されていない自己資本 (A)	9,996	11,290	12,499
リスク相当額計 (B)	3,965	4,511	4,990
市場リスク相当額	69	37	81
取引先リスク相当額	393	451	320
基礎的リスク相当額	3,502	4,021	4,587
暗号資産等による控除額	-	-	-

(5) 使用人の総数及び外務員の総数

(単位：名)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
使用人	378	394	410
(うち外務員)	(47)	(50)	(49)

(6) 役員の業績連動報酬の状況 (投資運用業を行う金融商品取引業者に限る。)

該当する事項はありません。

Ⅲ 財産の状況に関する事項

1. 経理の状況

(1) 【貸借対照表】

		第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
(単位：百万円)			
資産の部			
流動資産			
現金・預金		17,813	18,002
立替金		16	50
前払費用		223	260
未収入金	※2	527	2
未収委託者報酬		2,017	1,751
未収運用受託報酬		2,244	2,880
未収収益	※2	981	570
その他流動資産		2	-
流動資産計		23,827	23,520
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備	※1	789	744
器具備品	※1	575	553
有形固定資産計		1,364	1,297
無形固定資産			
ソフトウェア		10	12
無形固定資産計		10	12
投資その他の資産			
投資有価証券		50	39
長期差入保証金		1,118	1,125
前払年金費用		1,001	1,084
長期前払費用		12	9
繰延税金資産		889	898
投資その他の資産計		3,072	3,156
固定資産計		4,448	4,465
資産合計		28,275	27,986

	(単位：百万円)	
	第35期 (2021年12月31日現在)	第36期 (2022年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	143	143
未払金	※2	
未払収益分配金	4	4
未払償還金	70	70
未払手数料	459	421
その他未払金	2,991	1,995
未払費用	※2	760
未払消費税等	272	172
未払法人税等	402	384
為替予約	-	4
前受金	166	276
賞与引当金	2,156	1,778
役員賞与引当金	203	149
早期退職慰労引当金	-	326
流動負債計	7,630	6,355
固定負債		
退職給付引当金	82	92
資産除去債務	784	961
固定負債計	866	1,053
負債合計	8,497	7,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,120	3,120
資本剰余金		
資本準備金	3,001	3,001
その他資本剰余金	3,846	3,846
資本剰余金合計	6,847	6,847
利益剰余金		
利益準備金	336	336
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,470	10,276
利益剰余金合計	9,807	10,612
株主資本合計	19,775	20,580
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	△3
評価・換算差額等合計	3	△3
純資産合計	19,778	20,576
負債・純資産合計	28,275	27,986

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

		第35期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業収益			
委託者報酬		6,653	6,484
運用受託報酬	※1	8,355	8,687
その他営業収益	※1	14,536	16,110
営業収益計		29,546	31,281
営業費用			
支払手数料		1,534	1,551
広告宣伝費		170	188
調査費			
調査費		298	360
委託調査費	※1	4,326	4,677
調査費計		4,625	5,037
委託計算費		94	106
営業雑経費			
通信費		51	86
印刷費		95	87
諸会費		39	47
営業雑経費計		187	222
営業費用計		6,611	7,106
一般管理費			
給料			
役員報酬		579	915
給料・手当		5,106	5,934
賞与		2,616	2,360
給料計		8,302	9,209
退職給付費用		352	463
福利厚生費		1,073	1,109
事務委託費	※1	3,360	3,699
交際費		11	34
寄付金		-	1
旅費交通費		24	123
租税公課		260	285
不動産賃借料		902	901
水道光熱費		53	76
固定資産減価償却費		426	441
資産除去債務利息費用		0	0
事務過誤取引損		519	3
諸経費		348	431
一般管理費計		15,638	16,782
営業利益		7,296	7,392

	(単位：百万円)	
	第35期 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	第36期 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
営業外収益		
為替差益	102	53
その他	1	3
営業外収益計	103	57
営業外費用		
有価証券売却損	-	2
固定資産除却損	0	-
その他	-	0
営業外費用計	0	2
経常利益	7,398	7,448
特別利益		
特別利益計	-	-
特別損失		
特別退職金	0	362
特別損失計	0	362
税引前当期純利益	7,398	7,085
法人税、住民税及び事業税	2,415	2,485
法人税等調整額	△0	△5
当期純利益	4,984	4,605

(3) 【株主資本等変動計算書】

第35期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
2021年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,386	10,723	20,691
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△5,900	△5,900	△5,900
当期純利益						4,984	4,984	4,984
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△915	△915	△915
2021年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年1月1日残高	3	3	20,694
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△5,900
当期純利益			4,984
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	△915
2021年12月31日残高	3	3	19,778

第36期（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金		
2022年1月1日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	9,470	9,807	19,775
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△3,800	△3,800	△3,800
当期純利益						4,605	4,605	4,605
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	805	805	805
2022年12月31日残高	3,120	3,001	3,846	6,847	336	10,276	10,612	20,580

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年1月1日残高	3	3	19,778
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△3,800
当期純利益			4,605
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△7	△7	△7
事業年度中の変動額合計	△7	△7	798
2022年12月31日残高	△3	△3	20,576

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 時価のあるもの

 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

 時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は建物附属設備6～18年、器具備品3～15年であります。

(2) 無形固定資産

 自社利用のソフトウェアの減価償却方法については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金の計上方法

 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金の計上方法

① 旧退職金制度

 適格退職年金制度移行日現在在籍していた従業員については、旧退職金制度に基づく給付額を保証しているため、期末現在の当該給付額と年金制度に基づく給付額との差額を引当て計上しております。

② 確定拠出年金制度

 確定拠出年金制度（DC）による退職年金制度を有しております。

③ 確定給付年金制度

キャッシュ・バランス型の年金制度（CB）の退職年金制度を有しております。CBには、一定の利回り保証を付しており、これの将来の支払に備えるため、確定給付型の会計基準に準じた会計処理方法により引当金を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、ポイント基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理または費用から控除することとしております。

(3) 賞与引当金の計上方法

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金の計上方法

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(5) 早期退職慰労引当金の計上方法

早期退職慰労金の支払に備えて、早期退職慰労金支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、その他営業収益および成功報酬を稼得しております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

委託者報酬：当社は投資信託の信託約款に基づき、投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として計算され、投資信託の運用期間にわたり収益認識しております。

運用受託報酬：当社は顧客との投資一任契約及び投資助言契約に基づき運用及び助言について履行義務を負っております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額に対する一定割合として計算され、対象口座の運用期間にわたり収益認識しております。

その他営業収益：当社はグループ会社との契約に基づき委託された業務について履行義務を負っております。グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき、当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり月次で収益認識しております。

成功報酬：成功報酬は対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として計算されます。当該報酬は契約上支払われることが確定した時点で収益認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結納税制度の適用

親会社であるブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当会計期間の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

これによる財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前会計期間に係る「注記事項（収益認識関係）」については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計

基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前会計期間に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において、連結納税制度を見直しグループ通算制度へ移行することとされたことを受け、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱を明らかにすることを目的として企業会計基準委員会から公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
建物附属設備	2,246 百万円	2,488 百万円
器具備品	1,470 百万円	1,662 百万円

※2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
未収入金	524 百万円	- 百万円
未収収益	377 百万円	186 百万円
その他未払金	1,940 百万円	1,982 百万円
未払費用	112 百万円	55 百万円

※3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年12月31日)	当事業年度 (2022年12月31日)
当座貸越極度額	1,000 百万円	1,000 百万円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000 百万円	1,000 百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社に対する営業収益及び営業費用

各科目に含まれているものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	当事業年度 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
運用受託報酬	249 百万円	224 百万円
その他営業収益	6,036 百万円	6,692 百万円
委託調査費	1,178 百万円	1,869 百万円
事務委託費	1,204 百万円	1,351 百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月30日 株主総会決議	普通株式	5,900	393,333	2020年12月31日	2021年3月30日

当事業年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	15,000	—	—	15,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月31日 株主総会決議	普通株式	3,800	253,333	2021年12月31日	2022年3月31日

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当事項はありません。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

前事業年度（2021年12月31日）

その他有価証券

		取得価額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
固定資産	その他	45	50	5
合計		45	50	5

当事業年度（2022年12月31日）

その他有価証券

		取得価額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
固定資産	その他	45	39	△5
合計		45	39	△5

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

前事業年度（2021年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	174	-	2	2
	ユーロ	0	-	0	0
合計		174	-	2	2

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度（2022年12月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	114	-	△4	△4
合計		114	-	△4	△4

(注) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

5. 財務諸表に関する会計監査法人等による監査の有無

第35期（自2021年1月1日 至2021年12月31日）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、また、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

第36期（自2022年1月1日 至2022年12月31日）

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、また、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツより監査を受け、適正意見の監査報告書を受領しております。

IV 管理の状況

1. 内部管理の状況の概要

当社における業務執行は、代表取締役により統括され、取締役会がこれを監督する体制となっています。経営上の最重要事項は、取締役会にて決定されます。また、当社における適切な経営戦略の構築及び業務執行体制の構築等を目的とするエグゼクティブ委員会、当社における運用にかかる投資戦略の策定及び運用結果の検証等を行うことを目的とする投資委員会、当社における適切なコンプライアンス態勢、リスク管理態勢及び内部監査機能の構築並びに強化を目的とするリスク・コントロール委員会、当社における営業戦略及び商品戦略、並びに顧客及びセグメントごとの営業戦略の策定等を行うことを目的とする営業戦略委員会、当社における商品の開発及び商品の変更、投資信託の設定・繰上償還及び投資信託約款の重大な変更、投資一任契約及び投資助言契約の締結・変更、並びに販売委託契約の締結等に係る検討、検証及び承認等を行うことを目的とする商品開発委員会、当社における適切な情報共有の推進を目的とするオペレーティング委員会、及び当社における議決権行使の判断やエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の適正な運用を図ることを目的とするインベストメント・スチュワードシップ委員会を設置しています。これらの委員会等により、当社の業務運営上必要な協議・検討を十分に行うことができるような体制となっており、また、運用関連部門及び管理部門それぞれに十分な人員を配し、適切な業務遂行を図っています。投資運用業に関して、リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等は以下のとおりです。

イ 運用管理について

1. 運用の意思決定、モニタリング等

投資委員会にて運用に係る投資方針、パフォーマンス及びリスク管理に関する重要事項を審議します。各運用担当部署では、投資委員会の決定に従い、個別の運用計画を策定し、各部署の投資プロセスを通じて運用を行います。

健全な相互牽制機能を確保するため、運用関連部門と管理部門を組織上も業務分掌上も明確に分離しています。運用関連部門から独立した立場で、管理部門であるテクノロジー&オペレーション部内のポートフォリオ・コンプライアンス・チームが運用ガイドライン遵守状況のモニタリングを、同じく管理部門のコンプライアンス部が取引執行における社内規程遵守状況のモニタリングを実施し、適切な運用が行われているかを検証する体制を整備しています。また、そのモニタリングの結果は、リスク・コントロール委員会に報告されます。

運用評価についても、テクノロジー&オペレーション部にパフォーマンス・メジャメント&アトリビューションチームを設置し、運用関連部門から独立した立場でパフォーマンスの測定、トラッキング・エラー等の運用状況のモニタリングを実施し、運用関連部門及び投資委員会へのフィードバックを行っています。

2. 運用リスク管理

当社では、リスク管理を重視し、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っています。具体的には、運用関連部門と異なる部門においてファンドの投資リスクの計測・分析、投資制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスクが運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用関連部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有していません。

ロ 情報管理について

1. 法人関係情報の管理

当社は、内部者取引管理規程を定め、コンプライアンス部長を法人関係情報管理責任者と定めています。役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得した場合は、

直ちにその情報をコンプライアンス部長に報告します。コンプライアンス部長は、報告を受けたときは、当該情報が法人関係情報に該当するか否かについて審査を行い、該当する場合には当該役職員に対し、当該情報の管理等について必要な指示を与えるとともに、当該情報を利用した取引等を適切に管理するために必要な措置を講じます。役職員は、法人関係情報又はそれに該当するおそれのある情報を取得し又はその報告を受けたときは、コンプライアンス部長が認める場合を除き、当該法人関係情報を社内外問わず他人に伝達することは厳しく禁止されています。

2. 顧客情報の管理

当社では、顧客情報管理規程により、当社の行う第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業及び投資助言・代理業を通じて取得した顧客情報についての取扱いの原則を定め、顧客情報を取扱う各部署の長が、担当する部署が取り扱う顧客情報について、同規程その他の諸規程が遵守されるよう、部署内での安全対策の実施、教育および研修その他の措置を講じる体制となっています。また、社内コンプライアンス研修においても顧客情報の取扱いに係る遵守事項及び禁止事項等について周知徹底を図っています。

3. 個人情報の管理

個人情報の取扱いについて社内規程を整備し、関係法令・ガイドラインに定められた個人データの安全管理措置を講じ、個人データ取扱いに関する研修、点検及び監査、外部委託先管理を実施する等、個人情報保護に真摯に取り組んでいます。

ハ 利益相反を防止するための体制について

当社は、金融商品取引業者に求められる忠実義務、善管注意義務及び誠実公正義務の観点から、上記の内部管理を行うとともに、利益相反取引の管理に関する方針、グローバル・パーソナル・トレーディング・ポリシー/役職員有価証券等取引規程、兼業・兼職に関するガイドライン、並びに接待贈答規程などを定めています。また、投資運用業務と投資助言業務あるいはその他の業務を同一の部門・部署で取り扱う場合においては、個別の業務実態を鑑みて顧客間で利益相反の発生することのないよう、必要に応じて社内規程の整備、顧客情報へのアクセス管理或いは社内研修の実施その他必要な対応を行う体制としています。

ニ 一括発注の開示について

1. 基本的考え方

当社は、当社が運用を行う複数の信託財産に係る売買注文を一括して発注することがあります。また当社は、投資信託財産と投資一任契約財産に係る売買注文を一括して発注することがあります。

一括発注は、約定結果の配分に係る公平性と透明性の確保、並びに最良執行を目的として行います。一括して発注を行うことができる売買注文は、その注文の内容（対象有価証券等の種類及び銘柄、売買の別、取引種類並びに執行する価格又は価格帯）が同一の条件であって、かつ次に掲げる注文に該当する売買注文とします。

①発注部門に執行についての裁量が与えられている売買注文、及び

②発注部門が一時点までに運用部門から受けた売買注文

一括発注を行った場合は、平均単価により約定及び決済を行うことができます。平均単価の算出方法は、一括発注に係る総約定金額を総約定数量で除して計算する方法とし、端数が生じる場合の処理については、あらかじめ発注する証券会社との間で桁数及び端数処理の方法を取決めます。

2. 対象有価証券等

一括発注の対象は、取引所金融商品市場、外国金融商品市場又は店頭売買金融商品市場に上場又は登録されている有価証券（ただし、債券については、取引所金融商品市場、外国金融商品市場又は店頭売買金融商品市場に上場されていない有価証券を含みます。）、有価証券に関する信用取引及びデリバティブ取引とします。

3. 約定結果の配分方法

内出来時（総約定数量が総発注数量に満たない場合）には、次式の通りに、総約定数量を総発注数量で除した比率を各運用財産の注文数量に乗じて算出する方法を原則とし、取引単位を勘案した上で、約定結果を各運用財産に比例配分します。各運用財産への配分数量の具体的な計算方法については、当社の社内規程に定める方法に従います。

各運用財産の注文数量 × (総約定数量 ÷ 総発注数量)

4. 最良執行の基本方針

発注部門は、市場の状況や価格等を総合的に勘案した上で最良執行を図り、必要に応じて、一括発注について分割して発注することがあります。

5. 外国運用財産に係る売買注文との一括発注

当社が運用する投資信託財産及び投資一任契約財産に係る売買注文は、ブラックロックの海外拠点（当社の関係外国運用業者）が運用する外国運用財産に係る売買注文と一括して発注されることがあります。この場合、発注は上記の1. から4. に準じて行われるものとします。

6. 社内管理体制

一括発注を実施するにあたっては、社内規程を整備し、事後検証が可能な体制としています。取引の公平性を維持すべく、運用部門と発注部門の役割を明確に分離し、特定の投資信託財産若しくは投資一任契約財産、又は外国運用財産を利する行為を排除します。コンプライアンス部門は、一括発注に係る業務執行の公正性確保の観点から、一括発注の執行状況を検証します。

2. 分別管理等の状況

(1) 金融商品取引法第43条の2の規定に基づく分別管理の状況

該当する事項はありません。

(2) 金融商品取引法第43条の2の2の規定に基づく区分管理の状況

該当する事項はありません。

(3) 金融商品取引法第43条の3の規定に基づく区分管理の状況

該当する事項はありません。

V 連結子会社等の状況に関する事項

該当する事項はありません。

以 上